



冬季に多発する入浴中の事故に気をつけましょう



高齢者の「不慮の溺死及び溺水」による死亡者数は高い水準で推移しており、近年では「交通事故」による死亡者数よりも多くなっています。

発生場所としては、家や居住施設の浴槽における事故が多く、1月をピークに11月～4月の冬季を中心に多く発生しています。

冬は家の中でも冷え込みや温度差が生じやすく、事故が起こりやすい季節です。

安全に入浴するために、高齢者本人だけでなく家族や周りの人も一緒になって事故を防ぎましょう。



《安全に入浴するために》

- 入浴前に脱衣所や浴室を暖める。
- 湯音は41度以下、湯につかる時間は10分以内を目安に。
- 浴槽から急に立ち上がらない。
- 食後すぐの入浴や、飲酒後、医薬品服用後の入浴は避ける。
- 入浴する前に同居者に一声かけて、意識してもらう。

《入浴者の異常を発見したときの対処法》

- ◇ 浴槽の栓を抜く。大声で助けを呼び、人を集める。
- ◇ 入浴者を浴槽から出せるようであれば救出する。(出せないときは上半身を蓋に乗せるなど沈まないようにする。) 直ちに救急車を要請する。
- ◇ 浴槽から出せた場合は、肩をたたきながら声をかけ、反応があるか確認する。
- ◇ 反応がない場合は呼吸を確認する。
- ◇ 呼吸がない場合には胸骨圧迫を開始する。
- ◇ 人工呼吸ができるようであれば、胸骨圧迫30回、人工呼吸2回を繰り返す。できなければ胸骨圧迫のみ続ける。

※いざというときのために、救命講習を受けるなど応急手当を覚えましょう。



生活安全情報

南陽警察署生活安全課から



インターネットを閲覧中によく目にする、健康食品などが安く手に入るといった広告には注意が必要です。

契約条件をよく読まずに注文すると、〇週間コース、〇か月コースなどと複数回購入しなければ解約できない場合があります、トラブルになることがあります。また、これらの通信販売はクーリング・オフ制度の適用がないため、契約条件に従って解約しなければなりません。

こうしたトラブルを避けるためにも契約条件をよく確認してから注文しましょう。



ワンクリック請求(詐欺)に気をつけて!

ワンクリック請求は、登録完了画面等を表示することで契約が成立したと思わせて、サイト利用料等の名目でお金を払わせる手口のことです。

アダルトサイトのトラブルに多く見られ、「サイトに表示された年齢確認の部分をクリックしたらサイトに登録された」「『無料動画はこちら』という部分をタップしたらサイトに登録された」といった事例があります。



ひとつとアドバイス



- 請求画面が表示されたとしても、事業者が申込内容の確認を求める措置を講じていない場合、料金を請求されても支払う必要はありません。
- サイトに接続しただけでは、個人を特定する情報が相手に知られることはありません。慌てて相手に連絡すると、新たに個人情報を知られることとなります。請求には応じず放置しましょう。
- 請求画面が消えない場合は、画面を閉じて、閲覧履歴を削除してみましょう。
- 請求画面が繰り返し表示される場合は、システムの復元を試みましょう。復元できない場合は、初期化を検討する必要があります。

※請求画面が消えない場合の詳細は、独立行政法人情報処理推進機構のホームページを参照。

1月・2月の消費生活法律相談

1月 14日(木) 13:30~15:30

2月 10日(水) 13:30~15:30

*弁護士が無料でアドバイス(30分)

*電話で事前予約をお願いします

置賜消費生活センター

〒992-0012

山形県米沢市金池7-1-50

(置賜総合支庁1階)

電話: 0238-24-0999

FAX: 0238-26-6072